

農業委員会議事日程

日 時：令和3年10月28日（木）

午後1時30分

場 所：千曲市役所 302 中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
(農地中間管理事業)
10. 議案第35号 遊休農地に係る非農地判断について
11. 議案第36号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について
12. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
 - (4) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
13. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長

中村 利信

事務局次長

大友 誠

農地係担当係長

宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。
ただ今から令和3年10月の総会を開催いたします。
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

大友次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本
一日で足りうると思っておりますので、本一日と決定したいが、ご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名する
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。
1 番 中嶋 喜代栄 委員、2 番 岡田 和孝 委員の両委員をお願いいたしま
す。

それでは、日程第5、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、
を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第30号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第6、議案31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

9番緑川委員

9番の緑川です。申請により過日、関係委員で現地確認をしましたので、1番案件について報告いたします。場所は、千曲線沿いにあるスーパー〇〇の東、内川の集落内です。東と北は農地に接しておりますが、同意は得ています。昭和40年頃に建てられた既に廃屋になっている物置がありますが、顛末書が添えられており追認せざるを得ないと思います。

4番栗原委員

4番栗原です。2番案件を報告いたします。過日、関係委員4名と現地確認をしてきました。場所は上山田小学校前の県道を南へ800m程行きますと、新山ニュータウン入りの看板がございまして、その角の土地でございまして、住宅敷地拡張の申請で、顛末書も出ており追認であります。内容としましては平成10年頃から、宅地に植木を植えて、砂利を入れ通路として使用してございました。周りは石垣が積んであり、既に宅地化している状況です。隣接耕作者1名の同意も得ており、特に問題はありません。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第31号は、原案のとおり可決、決定されました。

続いて、日程第7、議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2番岡田です。過日、関係委員と現地確認をしましたので報告いたします。1番案件の場所は、寂蒔区の千曲線沿いにありますパチンコ〇〇東側の千曲線沿いの畑で洋菓子店舗と駐車場を新設する申請です。周囲は西側に千曲線の歩道、北と南は住宅、東側は道路で、隣接農地はありません。建物は平屋で雨水は浸透処理、汚水は下水道接続で問題はないと思います。

10 番伊藤委員

2番案件ですが、杭瀬下の船山通りから西へ200m程行った十字路の南に150m程入った住宅地の中にありまして、住宅を建設する予定ですが既に砕石が敷いてありました。経過書が添付されておりまして、長年にわたり草刈りをして休耕地として管理していたが、その時土砂が流出するのを避けるために砕石を敷いたとのこと。周囲の同意もあり問題はないと思います。

3番案件ですが、あんずホール東側に杭瀬下公民館がありますが、その杭瀬下公民館から東側にありまして、周囲は南西が市道で北東が宅地ですが、農地に隣接はしておりません。雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。

14 番保木野委員

14番保木野です。4番案件ですが過日、関係委員と現地確認をしてみました。場所は、屋代高校の北側から70mぐらい入ったところです。住宅に囲まれた畑であります。その北側に申請者の老人ホームがあります。そこの従業員の駐車場を拡張したいということで見えてまいりましたが、特に問題はありません。

11 番嶋田委員

11番嶋田です。過日、関係委員と現地確認をしました。まず5番案件ですが、申

請者が奥さんの実家の一部を借りて、住宅を建てるということです。場所は、森のあんずの里会館から沢山川沿いに500mぐらい上に行った右岸にあります。東側は沢山川に面しております。西側が市道、南側が農地、北側が親の家で、建てようとする場所は、親の家のすぐ東側になりまして、農地に接するのは農地が南側になっていますので、日陰の影響もありません。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道で、隣接耕作者の同意も得ていますので問題ありません。

次に6案件ですが、義母の農地に住宅を建てるということです。南側には畑がありますが、申請地の南側で特に問題ないと思います。また東側は宅地で物置があります。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道で特に問題ないと思います。

5 番北澤委員

5番北澤です。7番案件について関係委員と現地確認をしました。場所は、稲荷山です。更埴西中学校のグラウンドの東側で1件家がありますが、その東隣りです。父親の土地を借りてそこに住宅を建てるということです。東側に道路、他の三方は住宅になっており、農地には接していませんでした。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続で特に問題はありません。

15 番長門委員

15番長門です。8番と9番は同じ個所でありまして、場所は八幡小学校から東へ約200mの位置になります。8番と9番合わせて、5区画の宅地化をする計画であります。西側は市道、北側も市道、南側は〇〇の倉庫になっております。東側は申請者譲渡人の家屋及び農地です。8番については、息子の土地に母親が住宅を建築する計画になっています。汚水は公共下水道に接続、雨水は宅地内で処理します。隣接農地は、息子の今休耕になっている農地のみであり、問題ないと思います。それから9番については同じ箇所、こちらは業者が4区画の宅地を造成するという計画になっています。同じく汚水は公共下水道に接続、雨水は敷地内の処理で、隣接農地は譲渡人のみですので、特に問題ないと思います。

9 番緑川委員

9番緑川です。10番、11番、12番について報告いたします。まず10番は、国道18号線磯部の〇〇という不動産屋から西に50m入った住宅地の中の残された畑です。西側は小さな畑に接しており、耕作者から同意があります。排水等も問題ありません。

続いて11番案件ですが、千本柳と上徳間の境にある工業団地の一角で、〇〇食品の大きな倉庫があるすぐ近くです。北側だけ田に接しておりますが、耕作者から同意があります。排水も問題ありません。

12番案件ですが、場所は内川公民館の南50m程の住宅地の中で農地には接していません。譲渡人の廃屋が、入り口側にありますが、これを合わせ開発する計画になっています。問題はないと思います。

1 番中嶋委員

1番中嶋です。13番と14番同じ場所ですので、13番から説明します。過日、関係委員と現地確認してまいりました。場所は、新山で上山田小学校より南へ70m程行きますと見性寺がありまして、その向かい側の土地ですが、北と西は道路で南と東に隣接者の耕作している畑がありますが、2件とも説明が終わっており、同意も得

ていますので、太陽光パネルを設置することは特に問題ありません。

14番案件ですが、場所は今の畑から道なりに見性寺の向かい側を20mぐらい行き、更に道なりに下りていった突き当りの耕作している畑ですが、東と南に土地があって北と西は水路と原野に面している所で、東側は現状田で耕作している方がおり、南側の土地はすでに太陽光の敷地になっています。所有者への説明等同意も得ており、特に問題はありません。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第8、議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の6番案件を審議いたします。
農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する 1番 中嶋 喜代栄 委員の退席を求めます。

……中嶋委員退席……

議 長

それでは、6番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、6番案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い

いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第33号、6番案件は、原案のとおり可決、決定されました。ここで、議事参与の制限を解きます。

……中嶋委員 入室・着席……

議 長

それでは、1番から5番、7番案件について質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がありますので進行します。

質疑、意見を終結し、採決いたします。お諮りします。議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、1番から5番、7番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第33号、1番から5番、7番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

続いて、日程第9、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

5番北澤委員

5番北澤です。県の農業開発公社(中間管理機構)へ譲渡人が貸すということですか。

大友次長

譲渡人から県が受けて、県がまとめた面積を担い手へ貸すということです。

5番北澤委員

そうですね。譲渡人の耕作面積よりも、利用権の設定する面積が多い案件がありますが、これはどうゆうことですか。

大友次長

実際、この時にやっている県(譲受人)の耕作面積は2,625㎡ですが、そこでまと

めたものを次の方に移行しますので、この面積になります。貸してあるのを、耕作から抜いてあります。

5 番北澤委員

1 番の場合、耕作面積が 1,781 m²あってそのうちの 1,032 m²を譲受人（中間管理機構）へ貸したということではないんですね。

大友次長

耕作面積は所有している面積ではなく、実際耕作している面積で、貸している面積は含まれていません。

9 番緑川委員

9 番緑川です。この申請件数 26 件で面積が 49,322 m²になっていますが、これは両方（譲渡人から中間管理機構と、中間管理機構から担い手）の面積になっているんですか。

大友次長

その通りです。

9 番緑川委員

例えば県などへ集積の報告をするときには、両方の面積を足して実績にするということですか。

大友次長

実際半分の土地ですが、移動面積で考えるのでこのようなことになります。

9 番緑川委員

集積化の報告をするときに、両方の面積を使って報告すると思われませんが、しかし半分の面積で報告すればいいのではないかと思うのですが。

大友次長

中間管理機構を通じての申請が 2 回あるので、このようになります。

（進行の声あり）

議 長

進行の声がございました。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第 34 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続いて、日程第 10、議案第 35 号 遊休農地に係る非農地判断について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございました。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第35号 遊休農地に係る非農地判断について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第35号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第11、議案第36号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

……説明……

議長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議長

進行の声がございました。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第36号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第36号は、原案のとおり可決、決定されました。
以上で、議事はすべて終了いたしました。続いて日程第12、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

大友次長
大友次長
宮坂担当係長
宮坂担当係長

- (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
- (3)農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
- (4)農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について

議長

説明が終わりました。ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

5 番北澤委員

5 番北澤です。先ほどの農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、ですが、相続であっせん等の希望が有というのは、人に貸しても良いとか、売っても良いということですよ。その場合今後どのように進めるのですか。

大友次長

希望する方には連絡先を聞いて、あっせんしたい箇所で借りたい等の要望があればマッチングの取り組みを行っています。

5 番北澤委員

事務局で一括して行うということですか。

大友次長

そうです。

議 長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、日程第 13、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……説明……

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

令和 3 年 10 月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後 3 時 04 分